

## 自主事業実施基準

### 1. 共通事項

- (1) 指定管理者は、自らの企画及び負担により、本施設の入館者のために、以下の自主事業を行うことができる。
- (2) 自主事業は、指定管理者自らが行うこととし、第三者に行わせることはできないこととする。
- (3) 自主事業に要する経費は、指定管理者が負担するものとする。
- (4) 自主事業を行う場合には、事前に市と協議を行い、市の承認を得るとともに、事業に必要な許可等は指定管理者自ら取得すること。

### 2. 物販・飲食事業（必要な内装工事を含む）

物販・飲食事業を行う場合は、以下の条件・基準に基づいて行うこと。

- (1) 物販事業が可能なスペースは、本施設の1階の一部及び低層棟屋上（上の広場）の一部とし、本市の土産品をはじめ食料品や雑貨などを販売する売店等の出店が可能である。

また、飲食事業が可能なスペースは、本施設の3階及び低層棟屋上（上の広場）の一部とし、展望レストランや喫茶店、オープンカフェ、ビアガーデン等の飲食事業を行うことができる。

※ 本施設の3階で飲食事業を行う場合、その利用者は、入館者に限るものとする。

※ 市主催行事開催に伴い、市がポートタワー施設を使用する場合、各自主事業の営業については市と指定管理者で協議のうえ、決定する。

- (2) 各事業の詳細な内容や位置等は、指定管理者の提案事項とし、実施にあたっては事前に市と協議を行い、市の承認を得ること。
- (3) 各事業の料金設定については、事前に市と協議を行い、市の承認を得ること。
- (4) 指定管理者は、販売商品の選択、仕入れ、販売及び飲食機能の運営に係る全ての業務を自らの責任において行うこと。
- (5) 指定管理者は、物販及び飲食事業の運営に係る営業時間を、本施設の開館時間や入館者の利便性・安全性を勘案して適切に設定すること。

- (6) 物販及び飲食事業の実施に伴う内装工事などの設置費用や、運営に要する費用については、全て指定管理者の負担とする。（独立採算）その収入は、全て指定管理者の収入とすることができる。
- (7) 指定管理者は、物販及び飲食事業の実施に伴い、内装工事を行う場合は、事前に市と協議のうえ、容易に復旧できる範囲で行うこととし、指定期間満了前に自らの費用と責任で原状に復すること。
- (8) 指定管理者は、物販及び飲食事業の実施に伴い、本施設内において都市ガス及びプロパンガスを使用することはできない。
- (9) 指定管理者は、物販及び飲食事業の設置運営に必要な範囲内において、本施設を無償で使用できるものとする。
- (10) 指定管理者は、物販及び飲食事業に関し、管理者提案図書に記載してある営業規模や営業内容等を変更する場合は、あらかじめ市に届け出て、市の承認を得ること。
- (11) 指定管理者は、物販及び飲食事業の実施にあたっては、関係法令を遵守するとともに、あらかじめ、設置運営に必要な許可等を得ること。
- (12) 指定管理者は、適切な商品管理及び衛生管理を行うこと。

### 3. その他の業務

指定管理者は、自らの企画及び負担により、本施設内において、以下の条件・基準に基づき、施設の利用促進や入館者の利便性向上等を目的とし、前項の物販・飲食事業以外の自主事業を実施することができる。

- (1) 自主事業の内容は、本施設の設置目的に適合するものとし、指定管理者は、その具体的実施内容について市に提案し、事前に市の承認を得ることとする。また、自主事業開始後に、業務内容の変更を行う場合も同様とする。
- (2) 料金設定については、事前に市と協議を行い、市の承認を得ること。
- (3) 指定管理者は、自主事業の実施に必要な範囲内において、本施設を無償で使用できるものとする。
- (4) 実施に伴う費用は、全て指定管理者の負担とする。（独立採算）自主事業によって得られる収入は、全て指定管理者の収入とすることができる。
- (5) 指定管理者は、自主事業の実施に伴い、内装工事を行う場合は、事前に市と協議のうえ、容易に復旧できる範囲で行うこととし、指定期間満了前に自らの費用と責任で原状に復すること。
- (6) 実施にあたっては、関係法令を遵守するとともに、必要な許可等を得ること。